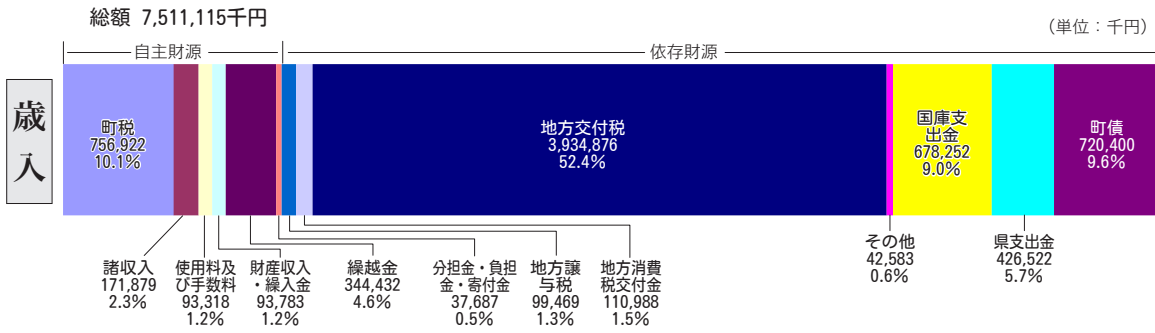
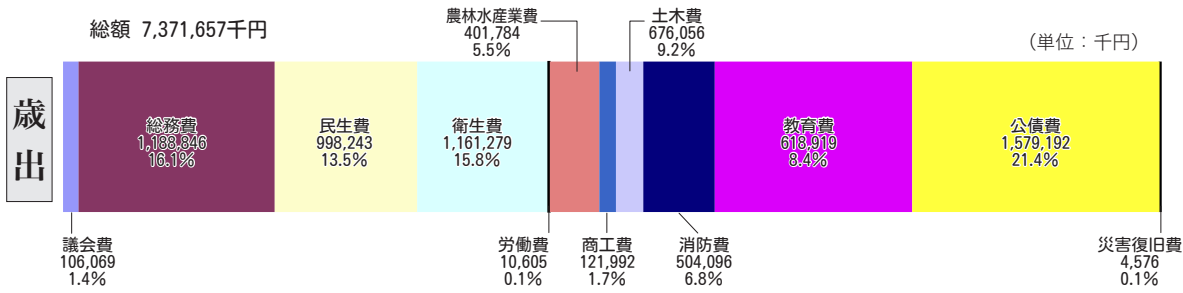


1 一般会計の概要

福祉や教育など、さまざまな場面で使われる一般会計。左で紹介している「特別会計」以外は、すべてこの一般会計で処理しています。



- 〈主な用語〉
- 使用料及び手数料……施設を使ったり、住民票の交付などでお支払いいただいたお金
 - 財産収入……財産の運用と売り払いで得たお金
 - 繰入金……基金の取り崩しで得たお金
 - 分担金、負担金、寄付金……受益者に負担してもらったお金や、ふるさと納税でいただいた寄附金など
 - 地方譲与税……自動車重量税などから町に分配されたお金
 - 地方消費税交付金……地方消費税(県)のうち町に分配されたお金
 - 地方交付税……国から町の財政力に応じて分配されたお金
 - 国庫・県支出金……補助金などで国や県が交付したお金
 - 町債……さまざまな事業を行うために町が借りたお金



- 〈主な用語〉
- 総務費……広報、税務、戸籍、統計調査、選挙など、総合的なことに使われるお金
 - 民生費……高齢者の福祉や各種手当、保育所の運営などに使われるお金
 - 衛生費……ごみ処理や健康診断、病院の負担・維持などに使われるお金
 - 農林水産業費……農林水産業の振興などに使われるお金
 - 商工費……商工業や観光事業などに使われるお金
 - 土木費……道路整備や公営住宅の建設・維持管理などに使われるお金
 - 消防費……消防事務組合への負担金や消防活動・車両維持などに使われるお金
 - 教育費……小・中学校の運営、公民館や文化センターの施設運営などに使われるお金
 - 公債費……借金の返済にあてるお金

入ったお金、出たお金の内訳を紹介します

こんな事業を実施しました

認知症対応型 共同生活介護施設 整備事業

33,214千円

平成16年に入院を廃止した小泊診療所の病床を活用し、老人向けのグループホームを設置しました。9室の居室を備えています。

2 財政健全化判断比率

この数値が基準を上回ると、財政運営が厳しいとして国に指定されます。町は、いずれの基準も下回りました。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度	—	4.45%	18.9%	173.8%
平成21年度	—	5.19%	18.5%	159.5%
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	40.0%	35.0%	

- 〈各指標の解説〉
- 実質赤字比率……一般会計の赤字額が、標準財政規模(町の財政の大きさ)と比べてどのくらいあるかを示したものです。
 - 連結実質赤字比率……一般会計だけではなく、特別会計も含めた全会計を合算し、町全体の赤字額を示したものです。一般の会社などで行われている「連結決算」と同じ意味合いを持ちます。
 - 実質公債費比率……借入金の返済などが、標準財政規模に対してどのくらいあるのかを示したものです。この数字が大きいほど、借入金返済に追われ、資金繰りが苦しいということになります。
 - 将来負担比率……借入金の返済や将来負担することになるものの残高を、標準財政規模に対してどのくらいあるのかを示したものです。この数値が大きいと、現在の負担はそれほどでなくても、将来の負担が大きいということになります。

3 各会計別の概要

一般会計のほか、町には特定の事業を行う目的で設置される特別会計があります。
一般会計と9つの特別会計の収支を一覧にしました。


(単位：円)

	収入	支出	差引額
一般会計	7,511,115,058	7,371,657,072	139,457,986
国民健康保険(事業勘定)	2,279,860,331	2,407,113,874	▲ 127,253,543
国民健康保険(診療施設勘定)	242,486,561	740,822,175	▲ 498,335,614
老人保健事業	10,994,199	10,816,965	177,234
介護保険事業	1,364,900,170	1,349,554,620	15,345,550
農業集落排水事業	36,810,364	36,661,096	149,268
漁業集落排水事業	28,262,514	27,996,301	266,213
特別養護老人ホーム静和園事業	328,846,617	323,746,009	5,100,608
後期高齢者医療	217,199,812	215,069,118	2,130,694
水道事業(収益的)	360,394,458	312,504,779	47,889,679
合計	12,380,870,084	12,795,942,009	▲ 415,071,925

こんな事業を実施しました

旧小泊幼稚園 改修事業

61,122千円



廃止した小泊幼稚園を活用し、老朽化が著しかった小泊消防署を移転しました。新たに女性用の更衣室やトイレを備えるなど、時代に要請に応えた施設になっています。

こんな事業を実施しました

過疎集落の 安心・安定の暮らし 維持構想策定事業

4,993千円

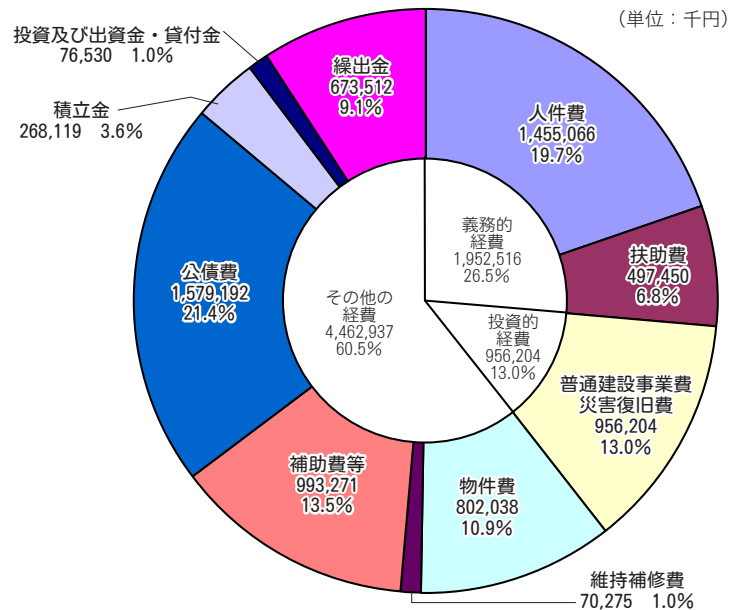


少子高齢化が著しい町を今後維持していくために、地域づくりの観点から構想をまとめたものです。住民主体の地域づくりを進めるため、地域づくりフォーラムなどを行いました。

4 そのほか

●一般会計の性質別歳出

下の円グラフは、歳出を使う性質によって分けた表です。



●借金(公債費)残高

昨年度末時点の公債費の残高です。約8億6000万円減らしています。

(単位：千円)

	平成20年度末	平成21年度末	比較増減
一般会計	11,688,836	11,014,483	▲ 674,353
国民健康保険	317,045	303,157	▲ 13,888
介護保険事業	15,000	10,000	▲ 5,000
農業集落排水事業	384,730	372,038	▲ 12,692
漁業集落排水事業	250,627	244,130	▲ 6,497
水道事業(企業債)	2,922,885	2,767,814	▲ 155,071
合計	15,579,123	14,711,622	▲ 867,501

※特別養護老人ホーム静和園事業は、公債費残高なし。

平成21年度

決算特集

「地方交付税」ってなんだろう？

町の行政サービスは、皆さんからいただいた税金(町税)のほか、さまざまな収入によってサービスを行っています。

前ページにその内訳を紹介しましたが、歳入の中でも半分以上を占めているのが「地方交付税」です。町にとって非常に大事な収入源「地方交付税」とは、一体どんなものなのでしょう。

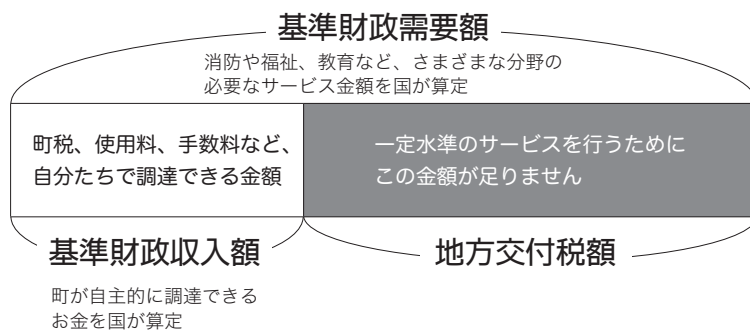
交付金額の決め方

自治体によって、収入を得る力(財政力)は違います。

大きな都市だと、たくさんの人がいて、会社も多くあるので、収入は大きくなりますが、過疎地などの自治体は、人口が少なく税収が多く見込めないなど、収入は少ない傾向にあります。

地方交付税は、財政力が弱いところほど、多くの金額を分配する仕組みになっていて、その額を決めるために【基準財政需要額】というものが使われます。

基準財政需要額とは、一定水準の行政サービスをするためには、これぐらいのお金が必要ですよという金額を、国の基準ではじき出したもので、自治体が自分で用意できるお金(基準財政収入額といいます)が基準財政需要額に届かない場合、その差額を国から支給されるのです。



地方交付税の制度

すべての自治体が一定の水準の行政サービスを維持できるように、収入が少ない自治体に対して、国がお金を配る仕組みです。国が徴収する税金のうち、5種類の税収が使われ、国が決めている基準にしたがって自治体に支払われています。お金が足りない自治体ほど、歳入に占める地方交付税の割合は大きくなります。

普通交付税と特別交付税

地方交付税には、普通交付税と特別交付税の2種類があります。普通交付税は、左図のような仕組みで分配する金額が決まり、収入不足で行政サービスができなくなるような場合、必要な金額が自治体に分配されます。一方、特別交付税は、普通交付税で算定できない特別・緊急の資金(自然災害の復旧費用など)に対し交付され、こちらは普通交付税

町の地方交付税の状況

平成16年に三位一体改革(国庫支出金の削減・地方交付税の削減・国から地方への税源移譲)が行われたため、前年度比5.5%の大幅減となって以降、各年度で増減があるものの平成20年度までおよそ42億円前後で推移しています。

平成21年度は、国の経済対策などが行われたため、2.7%増の43億1千9百万円となりました。いずれにしても歳入全体に占める地方交付税の割合は50%を超えており、町の行政サービスに必要な金額の半分以上を地方交付税に頼っている状況です。

地方交付税が町にとって非常に重要な収入であることが分かります。

〈地方交付税の推移〉

(単位: 百万円)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
普通交付税	3,449	3,405	3,423	3,456	3,525	3,576	3,541
特別交付税	398	398	515	441	406	383	394
臨時財政対策債	625	425	329	291	264	247	384
合計	4,472	4,228	4,267	4,188	4,195	4,206	4,319
対前年度比増減率	—	△5.5%	0.9%	△1.9%	0.2%	0.3%	2.7%
歳入決算額	7,649	7,370	8,008	8,382	6,862	7,737	7,461
歳入に占める地方交付税の割合	58.5%	57.4%	53.3%	50.0%	61.1%	54.4%	57.9%

とは別に算定されます。

地方交付税の使われ方

地方交付税は、使い方の制限がない「一般財源」と呼ばれるものです。

国や県から交付される補助金などのお金は、特定の目的にのみ使うことができる「特定財源」ですが、地方交付税にはこのような制限がないため、町づくりのさまざまな場面で使われます。

地方交付税の収入源

地方交付税の収入源には、以下の5種類の税収が使われ、その割合は決まっています。

- 所得税…32%
- 消費税…29.5%
- 酒税…32%
- たばこ税…25%
- 法人税…35.8%

～図書館で証明書の休日交付がスタート～

■予約交付できる証明書

証明書の種類	予約・受取できる人
(1)住民票の写し	本人または同一世帯の人
(2)印鑑登録証明書	本人のみ

※家族内でも世帯分離している人は、本人が属する世帯分しか予約・受取できません。

予約はコチラへ

役場町民課
戸籍住民係
TEL 57-2111
(内線 136)
FAX 57-3849

■受け取る場所

中泊町図書館カウンター(中泊町総合文化センター「パルナス」内)

手順1: 予約 まず電話・FAXで予約します



①役場へ予約の電話・FAX

※受取日・証明書の種類・受け取る人をお知らせください。
ただし、「印鑑登録証明書」は、本人しか予約・受取できません。



②確認のため、後ほど電話します

予約受付時間: 月曜日～金曜日 8:15～17:00
(休日は除きます)

- 役場から折り返しの電話で連絡が取れなかった場合は、予約は受付できません。
- FAXで予約する場合は、予約申請書をご利用ください。申請書は、町のホームページからダウンロードできます。(http://www.town.nakadomari.lg.jp)
- 予約後に受取日や受け取る人を変更する場合は、受取日前の平日17:00までに戸籍住民係へお申し出ください。

証明書の受け取り土日にもできます

10月1日(金)から、各種証明書の土日交付サービスを開始しています。いままで、平日に役場へ来るのが難しい方でも、電話・FAXで事前に予約すれば、図書館で証明書が受け取れます。

電話・FAX予約で

証明書を受け取るまでの流れ

手順2: 受取 図書館へ行き証明書を受け取ります

①図書館カウンターで「予約した証明書を受け取りに来た」ことを伝えてください。

受取時間: 9:00～16:45



②本人確認書類を出し、「休日交付申請書」へ記入・押印ください。図書館員が手続き後、証明書を交付します。その際に、手数料をお支払いください。

●受取に必要なもの

- 本人確認書類
運転免許証、パスポート、住基カード(写真付き)のいずれか
- 受け取る人の印鑑
- 印鑑登録証
印鑑登録証明書の場合
- 手数料

ご 注 意

- 図書館の休館日(祝日・年末年始)は受取日に指定できません。
- 手数料はおつりがありません。
- 運転免許証など必要なものを持ってこないと、証明書を交付することができません。必ず事前にご用意ください。
- 図書館で受取日や受け取る人の変更はできません。事前に問合せ先へご連絡ください。